

2013.4

CSR トピックス <2013 No.1>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「内部統制」「コンプライアンス（法令等遵守）」「リスクマネジメント」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「労働安全衛生」「従業員満足」「人権」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2013 年 2 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

<コーポレート・ガバナンス>

○日本弁護士連合会が「社外取締役ガイドライン」を公表

（関連情報：2013 年 2 月 14 日 日本弁護士連合会ホームページ 他）

日本弁護士連合会は、2 月 14 日、「社外取締役ガイドライン」を作成、公表した。

本ガイドラインでは、弁護士会会員や社外取締役候補者、社外取締役を迎え入れる企業等を想定し、取締役の善管注意義務の法的分析・整理を踏まえ、社外取締役の就任から退任までの役割についてまとめている。

【本ガイドラインの目次】

- 第 1 社外取締役としてどのような者がふさわしいか
- 第 2 社外取締役の善管注意義務の法的分析
- 第 3 社外取締役の具体的活動の指針
 - 1 就任検討時における留意事項
 - 2 内部統制部門、監査役（会）・会計監査人等との連携の留意事項
 - 3 取締役会でのモニタリング時の留意事項
 - 4 取締役会でのモニタリングの項目
 - 5 組織再編等の株主共通の利益に影響が及ぶ事項
 - 6 不祥事発生時の対応策
 - 7 任期及び退任に当たっての留意事項
 - 8 監査・監督委員会設置会社（仮称）における同委員会所属の社外取締役



Point!

本ガイドラインは、企業が社外取締役を選任・活用する際のポイントや留意点を示したものです。

会社法改正の要綱案では、社外取締役導入の義務化こそ見送られたものの、社外取締役を設置しない上場会社に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告書に記載するよう求めており、事実上社外取締役導入を促進する可能性があります。また現実にも、社外取締役を選任する企業は着実に増加しています。

社外取締役に期待される外部からの提言機能や監督機能を確保していくことは、適正なコーポレート・ガバナンス確立のために不可欠であるといえます。社外取締役の選任・活用を含め、自社のコーポレート・ガバナンスのあり方を再検討することが求められています。

<CSR>

○経済産業省と東京証券取引所が「なでしこ銘柄」17社を選定

(関連情報：2013年2月26日 経済産業省ホームページ、東京証券取引所ホームページ)

2月26日、経済産業省と東京証券取引所は共同で、女性活躍推進に優れた上場企業17社を「なでしこ銘柄」に選定し、発表した。

なでしこ銘柄は、東証一部上場企業の中から、業種ごとに、女性が働き続けるための環境整備を含め、女性人材の活用を積極的に進めている企業から選定。

選定にあたっては、①女性のキャリア支援と、②仕事と家庭の両立支援の2つの視点から、方針・目標の設定、取組内容、実績の3つの側面についてスコアリングする手法を採用。東証33業種ごとにスコアの高い企業を2社以内選定した後に、財務面でのパフォーマンスもよい企業17社(下表参照)を選定した。

企業名	業種
マルハニチロ ホールディングス	水産・農林業
積水ハウス	建設業
アサヒグループ ホールディングス	食料品
東レ	繊維製品
花王	化学
住友ゴム工業	ゴム製品
旭硝子	ガラス・土石製品
大同特殊鋼	鉄鋼
住友金属鉱山	非鉄金属

企業名	業種
ダイキン	機械
日産自動車	輸送用機器
ニコン	精密機器
東京急行電鉄	陸運業
KDDI	情報・通信業
豊田通商	卸売業
ファーストリテイリング	小売業
三井住友フィナンシャル グループ	銀行業



Point!

女性の活躍の推進は、多様な人材の力を引き出すダイバーシティ・マネジメントの一環であり、女性ならではの自由な発想で幅広いニーズに対応した製品やサービスを生み出し、グローバルな競争力強化にもつながる効果が期待されています。

今回選定された17社の取組の共通点として、管理職への積極的な登用を進めるとともに、多様な勤務時間、勤務形態の準備、託児所の設置など、ソフト面、ハード面の双方から家庭と仕事の両立を実現させるために様々な取組を行っています(下表参照)。企業にあっては、これらの取組を参考にするだけでなく、取組の実効性をあげるため、女性の活躍推進の重要性について、全社的にその価値観を共有していくことが肝要といえます。

表：家庭と仕事の両立を実現するための取組例

項目	取組例
勤務時間の工夫	短時間勤務制度／フレックスタイム制度／時間単位の休暇制度
勤務形態の工夫	在宅勤務制度／再雇用希望登録制度
託児所の設置	社内託児施設の設置／外部の託児所への委託契約
金銭援助	育児支援サービスの費用の一部補助

海外トピックス：2013年2月に公開された海外のCSR等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

<環境>

○プーマが完全循環型の製品を発売

(参考情報：2013年2月12日 共同通信 PR ワイヤー)

グローバルスポーツ用品メーカーのプーマは、同社初となる完全循環型製品「Incycle」シリーズを発売する。同シリーズにラインナップされた製品（靴および衣類、アクセサリ）はすべて「Cradle to Cradle (CtoC) ※」認証を受けている。

同社では、使用済み製品に使用されている金属や繊維、プラスチックなどの原料を、新製品を作るために再使用している。また、有機繊維などで作られた製品を微生物によって分解し、堆肥などに使用するという。

プーマはこの完全循環型製品を開発するために CtoC 認証取得を支援する企業と協力し、CtoC 認証基準を満たすことに成功した。

同社は製品回収とリサイクルを促すため、世界中の直営店舗にリサイクル箱を設置した。「Incycle」シリーズに限らず、どの企業の靴や衣類、アクセサリでも回収可能としている。

※Cradle to Cradle(CtoC)

持続可能性や完全リサイクルを目標に掲げる「ものづくり」のための環境認証。

「Cradle」とは「ゆりかご」を意味し、従来の製品のライフサイクルである「生産→使用→廃棄」（ゆりかごから墓場まで）から「廃棄」の概念をなくし、使用後もリサイクルする「生産→使用→生産」（ゆりかごからゆりかごへ）という考え方。

CtoC 認証基準は次の通り（認証は米国 MBDC 社が行っている）

- (1)環境上安全で健康な原料の使用
- (2)リサイクル・堆肥化など原料再利用のデザイン
- (3)再生可能エネルギーと炭素管理
- (4)水資源管理
- (5)社会的公正



Point!

CtoC 認証は、同社が製品のライフサイクルで発生する全ての環境負荷に対し、適切に対処できているということを第三者が認めるものです。

同認証基準への適合は、より踏み込んだ環境対策を行っている企業として他社との差別化を図る取り組みといえます。また、将来的に回収製品の原料再使用によるコスト面でのメリットも生まれてくるでしょう。

様々な環境問題解決に貢献するとともに、本業上のメリットも期待できる有益な取り組みといえます。

<個人情報保護>

○欧州議会の産業委員会が個人データ保護規則を改革する提案を採択

(関連情報 2013年2月20日 駐日欧州代表部ホームページ)

欧州議会（*1）の産業委員会（*2）は、2013年2月20日、法案提出権を持つ欧州委員会（*

3) による「EU 個人データ保護規則案（以下、本規則案）」を採択した。1995 年制定の EU データ保護指令の包括的な改正に向けて一歩前進する動きである。指令から規則に格上げされることで、EU 加盟国内で国内法制化せずとも当該規則が加盟国へ直接適用され、EU 域内での個人データ保護ルールが一元化されることになる。

本規則案において特徴的な項目は以下の通りで、いずれもより強固な個人データ保護を志向するものである。

項目	内容
①本人同意に関する厳格なルール	個人データの取扱いが合法化されるためには、データ主体が特定の目的のために自身のデータを取り扱うことに同意することが必要。同意は、推定的なものでは足りず明示的であることを要し、かつ、同意があったことについて事業者側が立証責任を負う。
②情報消去を求める権利	データ主体は、一定の要件のもと、自身に関する情報の消去を求める権利を有する。 ※特に子ども（18 歳未満）の時に掲載した情報について、この権利が認められる旨を強調。
③プロファイリングに基づく評価を拒む権利	その人に関する個人的な側面を評価したり、その人の労働能力や経済状態、位置、健康、個人の嗜好、信頼性または行動を分析・予想することを意図した自動処理のみに基づく評価について、一定の例外的場合を除き、その対象になることを拒む権利を有する。
④第三国への個人データ移転の制限	EU 域内から域外の第三国等への個人データの移転は、欧州委員会が適切な保護レベルにあると認めた国等に対してしか認められない。

本規則案は、原則として EU 市民の個人データの処理について適用されるが、EU 域外でも EU 市民に商品・役務の提供、モニタリングを行う場合は適用される。

- *1 欧州議会は、直接選挙で選出される EU の議会組織であり、EU 理事会とともに立法手続を行う。
- *2 欧州議会には、20 の常任委員会があり、本会議に提出する法案等の策定や修正を行なっている。
- *3 欧州委員会は、EU の行政執行機関として EU の政策を実施し、唯一の法案提出権を持つ EU の機関として EU の立法に関与する。



Point!

本規則案は、個人データ保護の重要性が一層高まっていることを受け、現行の EU データ保護指令を包括的に改正するものです。

日本の個人情報保護法に比べ、以下のような点でより個人データ保護に手厚く、示唆に富むものといえます。

- ・項目①について、日本の個人情報保護法では、第三者提供などの一定の場合に限り本人の同意取得を求めているのに対し、本規則案では、特定の目的で個人データを取り扱う場合には、本人の明示的な同意を要求しています。
- ・項目②について、日本の個人情報保護法では、本人情報の開示・訂正・消去が、個人情報取扱事業者側の義務として規定されているにすぎないのに対し、本規則案では、本人の権利であることを明確に規定しています。
- ・項目③④に対応する規定は、日本の個人情報保護法にはありません。

本規則案は、EU 市民の個人データの処理を行う企業や EU 域外でも EU 市民に商品・役務の提供等を行う企業に適用されるものです。しかし、それ以外の企業でも、①本規則案が今後の日本国内の規制に影響を及ぼす可能性や、②成立後に本規則の適用を受けるグローバル企業との競争において、当該規則に基づく消費者保護レベルが基準となりうる点を

考慮に入れると、決して看過することはできず、今後の動向に備えて、自社の個人情報保護対策のあり方を見直していく必要があるといえるでしょう。

Q&A：CSR 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

最近 CSV という言葉を耳にするようになりましたが、CSV とはどのような考え方でしょうか？

Answer

CSV とは、Creating Shared Value の頭文字をとったもので、日本語では「共有価値の創出」と訳されている考え方です。米ハーバード大経営大学院の経済学者、マイケル・ポーター教授が 2011 年に発表した論文「Creating Shared Value：経済的価値と社会的価値を同時実現する 共有価値の戦略」で提唱されました。本論文で、CSV とは、企業が事業を営む地域社会の経済条件や社会状況の改善に取り組むことで社会的価値を創造し、その結果経済価値が創造されるというアプローチとされています。本業の中核に社会との共通価値を見出し取り組むことが社会・自社双方へ恩恵をもたらすことになり、結果的に企業の競争力につながるとの主張です。

このような考え方は、ISO26000 等や実際の企業 CSR 活動に関する理念などと共通点がみられます。例えば、2010 年に経営者向けに公益社団法人経済同友会が実施したアンケートにおいて、CSR を「経営の中核」と考える企業経営者の割合が回答者全体の 7 割に達していることから、日本企業には、自社事業の発展を通して社会問題の解決につなげる考え方が浸透していることが現れています。

昨今では、世界的な金融危機や環境・エネルギー問題等の多くの世界的な問題や、東日本大震災の被害の影響を受け、改めて社会の持続性と企業の存続の親和性が認識され、自社事業の中核に CSR を置くことの重要性が再認識されています。前述の経済同友会「社会益共創企業への進化～持続可能な社会と企業の相乗発展を目指して～」では、「社会との持続可能な相乗発展を目指す企業の要素」として、以下の 5 点を挙げています。

- ①企業理念：使命感溢れる創業精神・企業理念を、経営の基軸とする
- ②経営戦略：企業理念を経営戦略に織り込み、常に新しい事業機会に挑戦し、ステークホルダーと協働して普段のイノベーションを興す
- ③企業文化：企業理念の浸透により企業文化を形成し、さらに企業理念の軸を強くする
- ④コーポレート・ガバナンス：社会と価値観を融合させるガバナンスを構築する
- ⑤事業継続：社会と企業の相乗発展のために、事業継続性を強化する

出典）経済同友会

「社会益共創企業への進化～持続可能な社会と企業の相乗発展を目指して～」(2012 年 6 月)

自社の CSR 経営の発展に向けて経営者が自社を取り巻くステークホルダーの期待を踏まえ、CSR 経営のビジョンを明らかにし、ビジョン達成に向けて適切な経営資源の配分を意思決定することが求められています。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（CSR・法務第一・第二グループ）
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013